**暴力団排除に関する誓約書**

　当法人は、下記の事項を誓約します。

　また、市が必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

　なお、別紙「役員等名簿」に記載された全ての者に同趣旨を説明し、同意を得ています。

記

１　自己又は自己の法人その他の団体の役員、施設の業務を統括する管理者（当該業務統括者の権限代行者含む。）は、次のいずれにも該当する者ではありません。

　⑴　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　⑵　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　⑶　暴力団関係者（越谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第１４号）第３条第２項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

２　自己又は自己の法人その他の団体の役員、施設の業務を統括する管理者（当該業務統括者の権限代行者含む。）は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しません。

３　施設の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させません。

越谷市長　宛

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

暴力団排除について

　越谷市では、平成２５年に「越谷市暴力団排除条例」を制定しました。

　子ども・子育ての分野においても、暴力団等の参入や影響を排除し、安心して利用できる環境を整備するため、保育所の認可及び特定教育・保育施設の確認の際の越谷市独自基準として、暴力団排除を規定しました。

　○「暴力団」とは、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と規定されています。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号）

　○「暴力団員」とは、「暴力団の構成員」と規定されています。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号）

　○「暴力団関係者」とは、「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」と規定されており（越谷市暴力団排除条例第３条第３項）、「暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者」とは、例えば、次のような者が挙げられます。

　　　・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

　　　・暴力団員を雇用している者

　　　・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

　　　・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

　　　・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

　　よって、単に次のような状況、境遇等にあるという場合には、それだけをもって「暴力団関係者」とみなされることはありません。

　　　・暴力団員と交際していると噂されている。

　　　・暴力団員と一緒に写真に写ったことがある。

　　　・暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している。

　　　・暴力団員と結婚を前提に交際している。

　　　・親族・血縁関係者に暴力団員がいる。

　○「社会的に非難されるべき関係」とは、例えば、次のような場合が挙げられます。

　　・相手方が暴力団員であることを分かっていながら、その主催するゴルフ・コンペに参加している場合

　　・相手方が暴力団員であることを分かっていながら、頻繁に飲食を共にしている場合

　　・誕生会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合

　　・暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

　○「事業所・施設の運営に当たって暴力団・暴力団員・暴力団関係者を利用し、又は運営に関与させる行為」とは、例えば次のような事例が挙げられます。

　　・利用者負担額の滞納に関し「恐喝行為をしてでも利用者負担額の取立てをしてほしい。」と暴力団に依頼し、金銭を支払うこと。

　　・「特定の利用者に対し、自主的に退所するようにしてほしい。」と暴力団に依頼し、金銭を支払うこと。

　　・暴力団の運営資金になることを知りながら、暴力団員から進んで物品購入や契約等をして、その者に料金を支払うこと。